



### 3 入庁手続き

別添来庁者向けチラシ「県庁の入庁方法が10月から変わります！」をご覧ください。このチラシは、庁舎出入口で配布するほか、県ホームページの下記URLからもダウンロードできます。

URL [https://www.pref.kanagawa.jp/docs/rb2/enter\\_new.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/rb2/enter_new.html)

### 4 その他

- ・複数人でお越しの場合は、代表者が手続きをして人数分の入庁証を発行することができます。
- ・ゲートの幅は、車いすでの通過が可能なものとし、発券機への入力が困難な方には、案内員がサポートできる体制を確保します。

#### 問合せ先

---

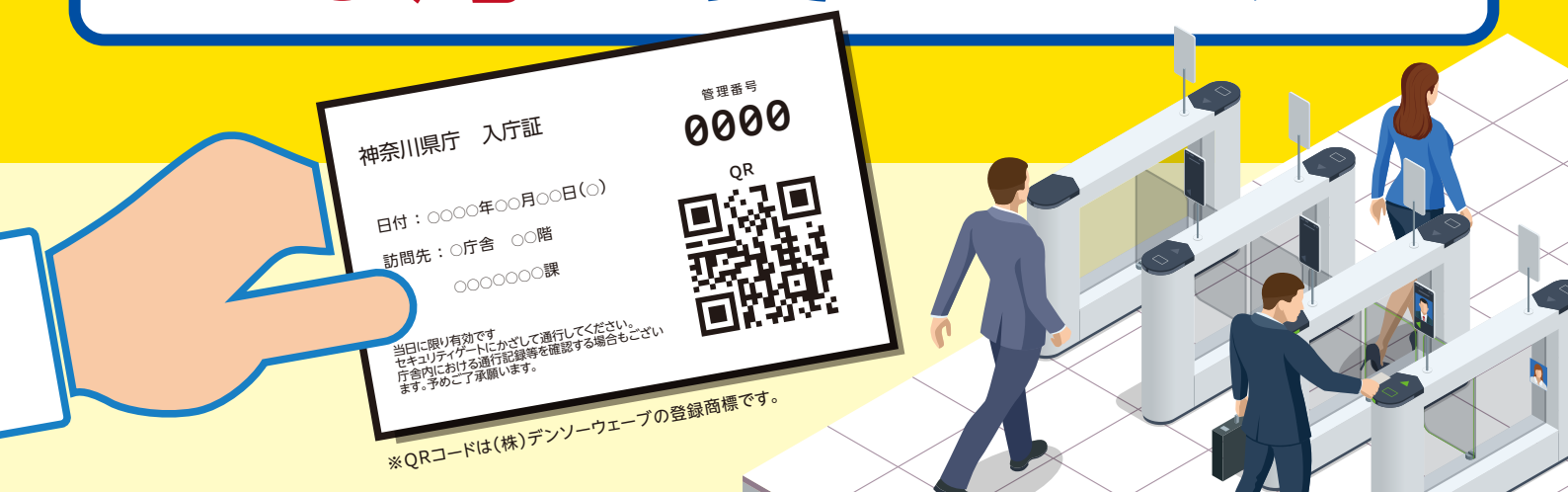
神奈川県総務局財産経営部庁舎管理課

課長 広野 電話 045-210-2600

庁内管理グループ 高屋 電話 045-210-2620

大切なお知らせ

# 県庁の入庁方法が 10月から変わります!



● 各庁舎、来庁者出入口は **1カ所**となります。

● QR入庁証発券機で**入庁用QRコード**を印刷します。

● 代表者が手続きして人数分の『**入庁証**』を発行します。

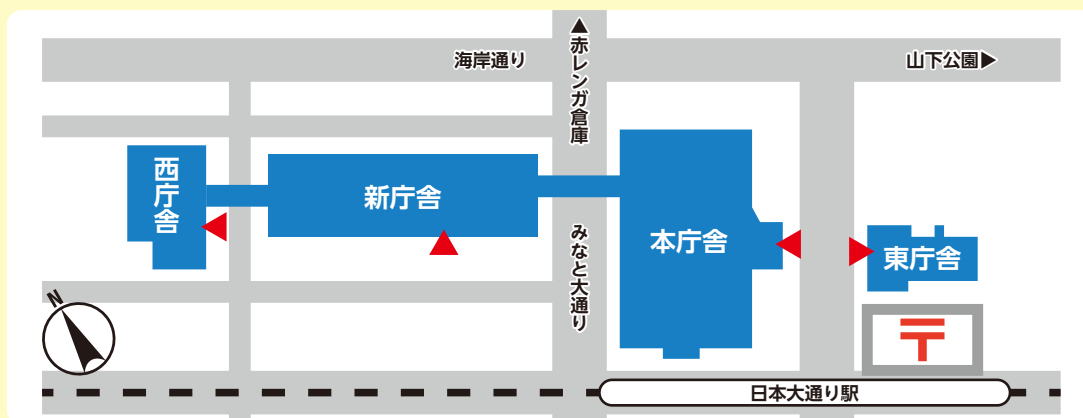
手続きは1グループ  
1回で発行されます。

● 入庁証を専用ケースに入れ、ゲートを通過してください。

黄色いストラップの専用ケースが  
入口に用意してあります。

● 入庁証及びケースはお帰りの際に返却してください。

## 各庁舎の出入口はこちら



## 来庁者出入口は各庁舎1カ所です

※入口のゲート写真はイメージです



ご来庁いただいた際は、  
必ずQR入庁証発券機にて  
QR入庁証を発券し、入庁してください



QR入庁証発券機

## 4つのステップで人数分発券できます

### QR 入庁証発券機の使い方

#### 01 訪問先 選択画面

訪問先室課名を  
選択します  
複数の場合は  
最初の訪問先を  
選んでください



#### 02 人数 選択画面

人数を入力します



#### 03 氏名 入力画面

代表者の名前を  
入力します  
タッチパネル画面を  
指でなぞって  
書いてください  
(カタカナで入力)



#### 04 電話番号 入力画面

代表者の電話番号を  
入力します  
最後に印刷ボタンを  
押してください  
人数分のQR入庁証が  
プリントアウトされます  
専用ケースに入れてゲートを通してください

